

工 事 仕 様 書

千葉県土木工事共通仕様書に準ずる。

(なお、千葉県土木工事共通仕様書中、
第3編土木工事共通編、第1章総則第
1節総則1－1－6事完成図書の
納品の2は適用しないものとする。)

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

- 1 この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 2 この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。又、工事書類の作成については、土木工事書類作成マニュアル（令和8年4月 千葉県県土整備部）によるものとする。

第2条 工事カルテ作成・登録

- 1 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成后10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。
- 2 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第3条 施工管理

- 1 本工事の施工管理は、千葉県県土整備部が定める千葉県土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。
- 2 工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準に記載する写真管理基準による。

第4条 事業損失防止施設

本工事の施工に際しては、工事施工箇所の近隣の建物等へ被害が及ばないよう行うこと。なお、施工者の過失により損害を与えた場合、責任を持って復元すること。

第5条 建設副産物

- (1) 本工事により発生するアスコン塊 ($V=0.02\text{ m}^3$) は2 t ダンプトラックにて鎌ケ谷市の指定する場所から千葉県船橋市小野田町1514-1地内、前田道路株式会社に運搬し、処分するものとする。
- (2) 本工事により発生する路盤廃材 ($V=0.1\text{ m}^3$) は2 t ダンプトラックにて鎌ケ谷市の指定する場所から千葉県船橋市小野田町1514-1地内、前田道路株式会社に運搬し、処分するものとする。
- (3) 建設発生土 ($V=0.3\text{ m}^3$) は、2 t ダンプトラックにて鎌ケ谷市の指定する場所から千葉県鎌ケ谷市馬込沢2地内に運搬するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第6条 工事中の安全確保

- 1 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理をおこなうものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
- 3 工事実施期間中は、公道の出入口等に誘導員を配置させ安全確保に努めなければならない。
- 4 工事の施工にあたっては安全を確保し、事故等の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

- 5 工事期間中は、必要に応じ夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯・バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
- 6 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会の上、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。また、必要により施工時においても立会を求めるものとする。
- 7 受注者の責により、地下埋設物等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
- 8 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その措置については占有企業者全体の立ち会いを求め、管理者を明確にしなければならない。設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その措置については占有企業者全体の立ち会いを求め、管理者を明確にしなければならない。

第7条 環境対策（建設機械の使用）

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成14年4月1日国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成24年国土交通省告示第318号）」もしくは、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）」のいずれかに基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月31日法律第41号による改正）に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する

ものとし、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

第8条 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により安全・訓練等を実施するものとする。

第9条 工事打合せ書

本工事に係る、指示、承諾、協議、提出、並びに報告については、緊急の場合を除き、工事打合せ書により行うものとする。工事打合せ書は、発議者が2部作成し、監督職員、現場代理人が互いに確認の上、1部ずつ保管するものとする。

第10条 工期

工期は、雨天、休日等を見込み、契約の翌日から84日間までとする。工期には、施工に必要な実日数として以下の事項を見込んでいる。

準備期間	50日
施工期間	6日
雨休率を考慮した日数	5日
防犯カメラ状態等確認	3日
工事片付け	20日
合計工期	84日

第 1 1 条 週休 2 日制適用工事

- 1 本工事は、週休 2 日制適用工事（受注者希望型）である。
- 2 受注者は、契約後速やかに、週休 2 日制の実施の有無について、監督職員と協議すること。
- 3 週休 2 日制の実施に当たっては、監督職員と協議すること。

第 1 2 条 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第 1 3 条 設計変更

設計変更等については、契約書第 1 9 条から第 2 6 条及び千葉県土木工事共通仕様書共通編 1－1－1 5 及び 1－1－1 6 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）令和 3 年 1 月（千葉県県土整備部）」によることとする。

第14条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第15条 ウイルス対策

受注者は、監督職員と工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 材 料

第16条 材料の確認

- 1 材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。
- 2 使用材料を現場に搬入する際、現場代理人は、材料の寸法・形状・外観等をチェックし、規格に合わないものや仕上がりに問題のあるものは搬入させないこと。
- 3 使用材料は現場搬入後、監督員に材料の寸法・形状・外観の確認を受け、使用すること。

第3章 一般施工

第17条 一般施工

- 1 大雨等に関する気象情報により、相当の降雨が事前に予想される場合には、原則として当日の工事を中止すること。
- 2 気象警報・注意報のみならず、雨量データ等のリアルタイムの情報について、工事現場において速やかに取得できる体制を構築するとともに、当該情報を工事中止の判断に活用すること。
- 3 大雨等の対応について施工計画書において対応等の安全管理対策を計画すること。また、大雨時には工事現場のパトロールし安全対策について万全を期すること。
- 4 本工事の施工にあたり下記機種の建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成14年4月1日国総施第22

5号)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。

機 種	備 考
・バックホウ ・トラクターショベル車輪型 ・ブルドーザー	ディーゼルエンジン（出力7.5kw～272kw）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両法で規定する道路運送車両の保安基準により、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子物質及び黒煙の規制が行われている自動車の種別で、自動車登録番号標を取り付けるものは除く。

第18条 工事用道路関係

運搬路に使用する既設道路の清掃につとめること。また、既設道路の舗装等に補修の必要等が生じた場合は、別途協議する。

第4章 その他

第19条 環境対策等

- 1 本工事で使用する軽油については、JIS規格軽油を使用すること。
- 2 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。

第20条 創意工夫

受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することが出来る。

第21条 工事完成図書の納品

- 受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。
- ・工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）
 - ・施工計画書
 - ・完成図面
 - ・工事写真

施 工 条 件

目 的	・ 本工事は、子供たちの安全・安心の確保及び問題発生時の早期解決に寄与するため防犯カメラを導入することを目的とする。
工程関係	・ 工期は雨天、休日等を見込み、８４日間とする。
仮設関係	・ 建設工事公衆災害防止対策要綱等の関係法令を遵守すること。
用地関係	・ 工事を行う前は、必ず鎌ヶ谷市所有の境界杭台帳より現場との照合を行い、杭の間隔及び杭の種類について監督者に報告ののち工事を行うものとする。また、工事後においても速やかに杭の確認を行い監督者に境界確認書を提出するものとする。なお、当該工事箇所の民石を、やむを得ず抜いて施工する場合は、必ず隣接地権者立会いを行い確認し写真管理を行う。 ・ 境界杭は出来る限り抜かずに施工することとし、やむを得ず抜いて施工する場合は、現状の位置に正確に復旧出来るように対策をとること。
公害対策関係	・ 建設機械による作業の場合、空ぶかしをやめ短時間の待ちあわせ時でも出来る限りエンジンを止めるなど、不必要な騒音、振動を出さないよう注意すること。
安全対策関係	・ 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するほか、警察等第三者との協議に基づき実施するものとする。 ・ 警察等第三者との協議の結果または条件変更に伴い、変更する必要が生じた場合は別途協議する。
工事用道路関係	・ 運搬路に使用する既設道路の清掃につとめること。また、既設道路の舗装等に補修の必要等が生じた場合は、別途協議する。
残土・産業廃棄物関係 (別紙参照)	・ 発生土埋戻しを基本とし、残土については、監督員と協議し馬込沢の整地に転用することとする。 ・ 別紙に示した残土、産業廃棄物の数量が「０」となる事が判明した場合は速やかに監督員と協議を実施すること。検査時まで適切な報告なき場合は請負業者が関係機関に説明責任を負うものとする。
工事支障物件等	・ 工事施工中に不明な地下埋設物等の支障物件が生じた場合は別途協議する。
設置場所	・ 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷一丁目地先他（計３箇所）
その他	・ 施工管理は千葉県土木工事施工管理基準によるものとする。 ・ 関係住民等に本工事の概要及び連絡先等をビラあるいは、回覧等により周知しなければならない。なお、ビラ等の内容については監督者に了承を得ること。 ・ 施工計画書並びに材料承認願いについては、工事前に必ず提出し監督者の承認等を得ることとする。提出無き場合は、工事の中断あるいは再工事の場合もあり得る。 ・ 現場における標示施設等の設置（看板の設置）については、『現場における表示施設等の設置基準等の一部改正について：平成１８年３月３１日付け国土交通省道路局長通知』により行うこと。 ・ 現地測量を行い設計図書と差異が無いか確認すること。差異が発生した場合は監督員と協議すること